

議案第 98 号

さいたま市高齢者デイサービスセンター条例及びさいたま市与野本町デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について

さいたま市高齢者デイサービスセンター条例及びさいたま市与野本町デイサービスセンター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市高齢者デイサービスセンター条例及びさいたま市与野本町デイサービスセンター条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) さいたま市高齢者デイサービスセンター条例（平成 13 年さいたま市条例第 153 号）
- (2) さいたま市与野本町デイサービスセンター条例（平成 13 年さいたま市条例第 154 号）

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。